

**世界難民の日 IN KANSAI 2021**  
**縮めませんか「心のディスタンス」**



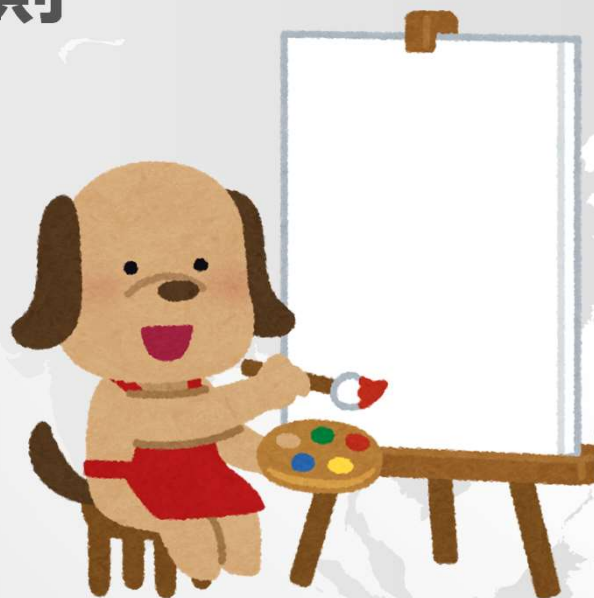
**世界の難民情勢と日本の現状について**

**2021年6月20日（日）**

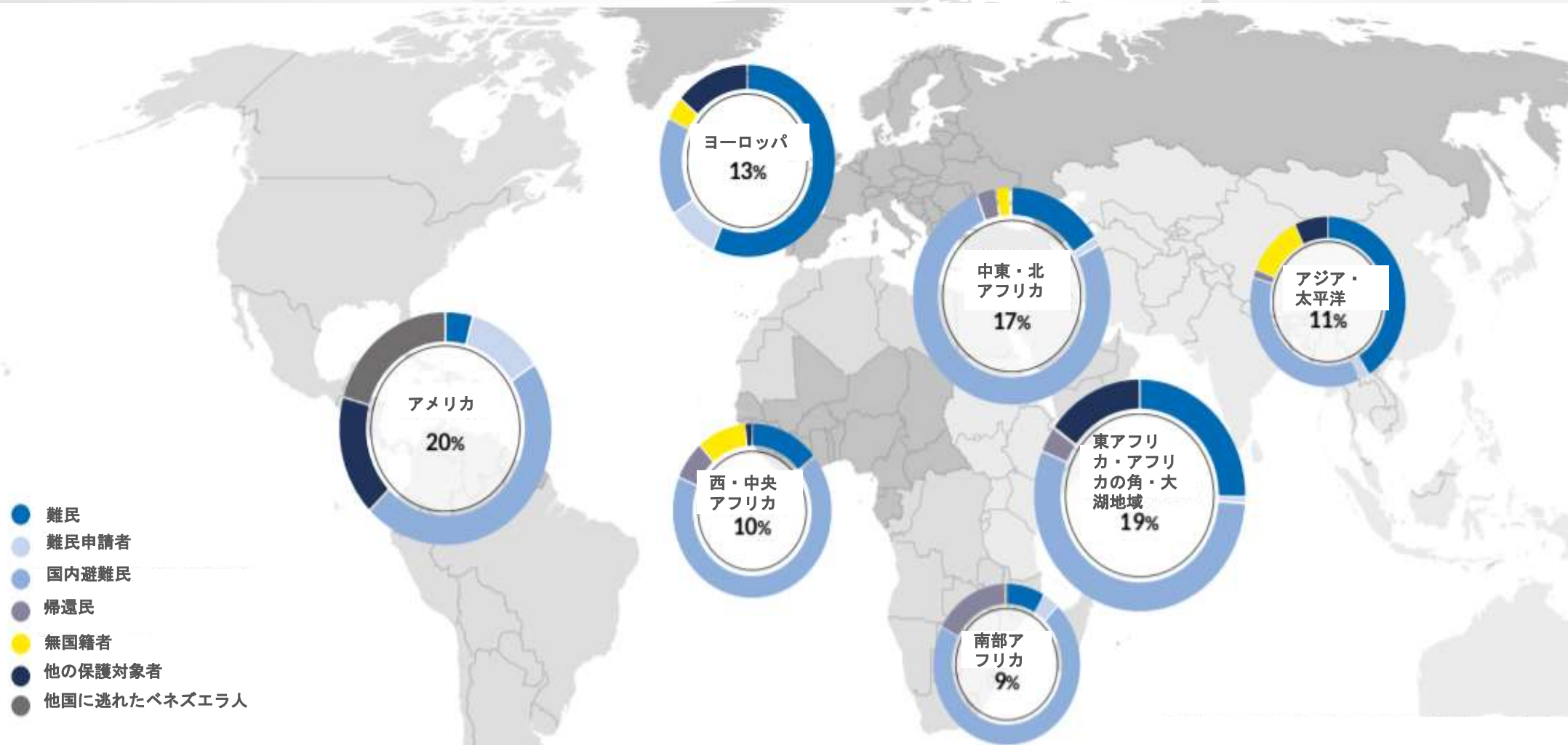
**安藤由香里**

# 世界の難民情勢と日本の現状について

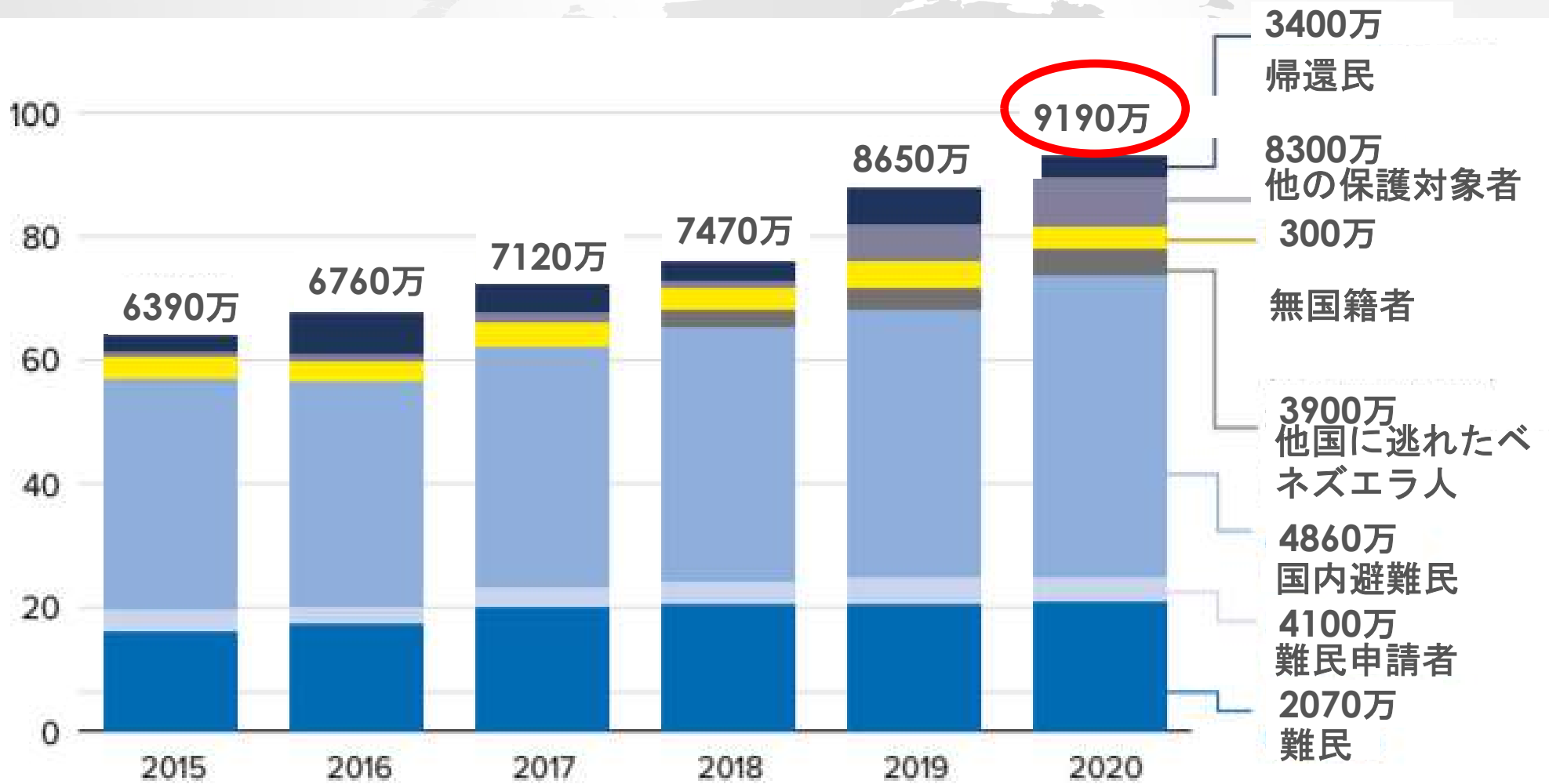
1. UNHCR保護対象者
2. ノン・ルフルマン原則
3. 補完的保護



# 1. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 保護対象者



# UNHCR保護対象者



強制されて移動した者

82,381,000

UNHCRの保護対象者

91,923,000

UNHCRマン  
デート難民

20.7M

Includes both refugees and people in refugee-like situations. Used consistently in both categorizations.

UNRWAマndeート  
パレスチナ難民

5.7M

Not included in UNHCR's population of concern.

難民申請者

4.1M

Used consistently in both categorizations.

他国に逃れたベ  
ネズエラ人

3.9M

Used consistently in both categorizations.

国内避難民

48.0M

48.6M

The biggest difference between the two categorizations is with people who have been internally displaced. When presenting these statistics, UNHCR applies two different sources: IDMC's IDP statistics collate the total forcibly displaced while those IDPs protected/assisted by UNHCR are included in the total population of concern to UNHCR.

The two sources of IDP data vary significantly in certain countries. Globally, for 2020, IDMC report 48.0 million IDPs while UNHCR reports 48.6 million conflict-affected IDPs.

無国籍者

4.2M

While in total UNHCR reports 4.2 million stateless people, 1.2 million are also forcibly displaced from Myanmar. These 1.2 million are only counted as forcibly displaced when calculating the total population of concern to UNHCR to avoid double counting.

元難民

0.25M

Only included in UNHCR's population of concern for a period of 12 months.

元国内避難民

3.2M

Only included in UNHCR's population of concern for a period of 12 months.

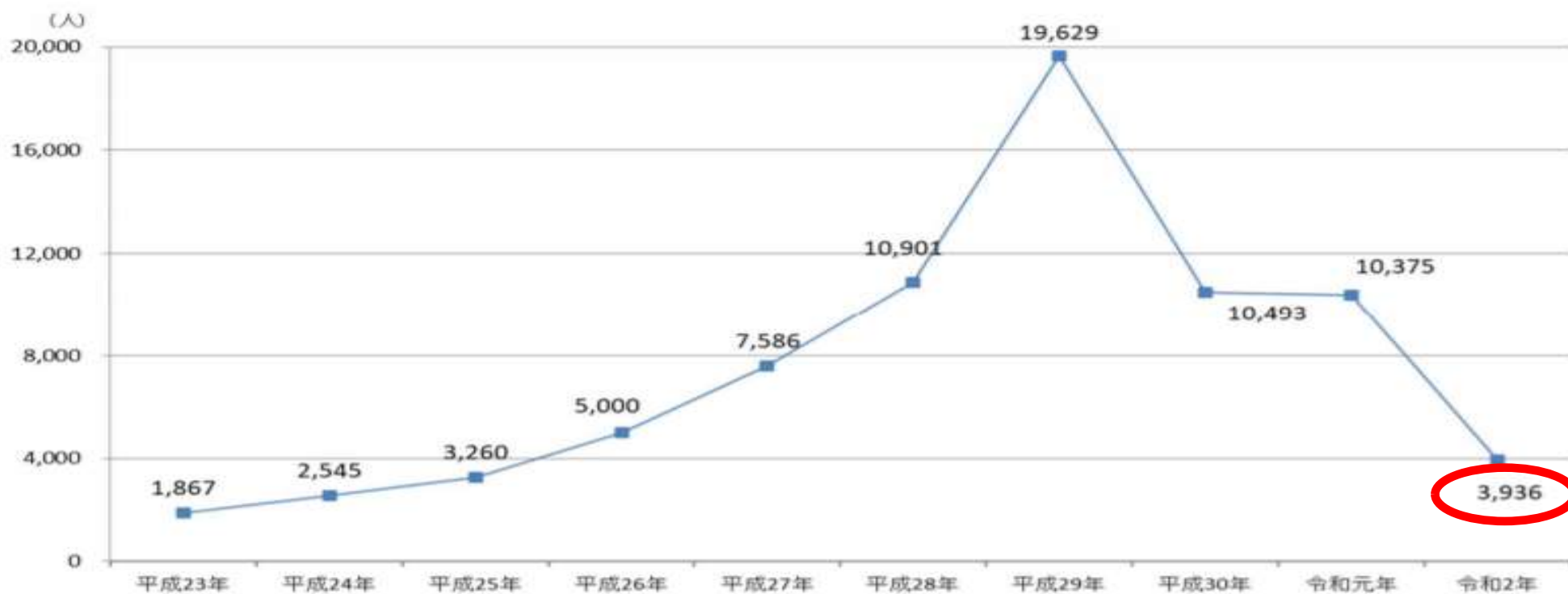
他のUNHCR保護対  
象者

8.3M

Only included in UNHCR's population of concern.

表 1 及び図 1 : 難民認定申請者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
申請数	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936



令和3年3月31日法務省プレスリリース

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html)(2021.6.20)

## 我が国における難民庇護の状況等

(人)

	申請者数	難 民		その他の 庇 護 (注3)	難民及びその 他の庇護 合計
		定住難民 (注1)	条約難民 (注2)		
20年	1,599		57 ( 17 )	360	417
21年	1,388		30 ( 8 )	501	531
22年	1,202	27	39 ( 13 )	363	429
23年	1,867	18	21 ( 14 )	248	287
24年	2,545	0	18 ( 13 )	112	130
25年	3,260	18	6 ( 3 )	151	175
26年	5,000	23	11 ( 5 )	110	144
27年	7,586	19	27 ( 8 )	79	125
28年	10,901	18	28 ( 2 )	97	143
29年	19,629	29	20 ( 1 )	45	94
30年	10,493	22	42 ( 4 )	40	104
令和元年	10,375	20	44 ( 1 )	37	101
令和2年	3,936	0	47 ( 1 )	44	91
<b>合 計</b>	<b>85,479</b>	<b>11,513</b>	<b>841 ( 138 )</b>	<b>2,709</b>	<b>15,063</b>

令和3年3月31日法務省プレスリリース

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html)(2021.6.20)

表2：国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① ネパール	1,713	① スリランカ	1,530	① トルコ	836	-37.2%	21.2%
② スリランカ	1,551	② トルコ	1,331	② ミャンマー	602	-23.6%	15.3%
③ カンボジア	961	③ カンボジア	1,321	③ ネパール	466	-62.9%	11.8%
④ フィリピン	860	④ ネパール	1,256	④ カンボジア	414	-68.7%	10.5%
⑤ パキスタン	720	⑤ パキスタン	971	⑤ スリランカ	370	-75.8%	9.4%
⑥ ミャンマー	656	⑥ ミャンマー	788	⑥ パキスタン	326	-66.4%	8.3%
⑦ インドネシア	634	⑦ インド	730	⑦ バングラデシュ	266	-59.8%	6.8%
⑧ トルコ	563	⑧ バングラデシュ	662	⑧ インド	130	-82.2%	3.3%
⑨ インド	549	⑨ カメルーン	234	⑨ セネガル	53	-76.2%	1.3%
⑩ バングラデシュ	542	⑩ セネガル	223	⑩ カメルーン	48	-79.5%	1.2%
⑪ ベトナム	527	⑪ ウガンダ	193	⑪ 中国	47	-64.9%	1.2%
⑫ 中国	308	⑫ 中国	134	⑫ チュニジア	47	-45.3%	1.2%
⑬ カメルーン	203	⑬ ナイジェリア	120	⑬ ナイジェリア	40	-66.7%	1.0%
⑭ ナイジェリア	98	⑭ フィリピン	108	⑭ ウガンダ	33	-82.9%	0.8%
⑮ ウガンダ	62	⑮ チュニジア	86	⑮ ガーナ	31	-58.7%	0.8%
⑯ チュニジア	58	⑯ ガーナ	75	⑯ イラン	25	-34.2%	0.6%
⑰ イラン	56	⑰ インドネシア	53	⑰ インドネシア	24	-54.7%	0.6%
⑱ ガーナ	50	⑱ ブルキナファソ	50	⑱ フィリピン	21	-80.6%	0.5%
⑲ セネガル	49	⑲ イラン	38	⑲ コンゴ民主共和国	17	-29.2%	0.4%
⑳ タイ	40	⑳ ギニア	36	⑳ シリア	13	-7.1%	0.3%
㉑ モンゴル	32	㉑ エチオピア	35	㉑ ギニア	10	-72.2%	0.3%
㉒ コンゴ民主共和国	29	㉒ モンゴル	35	㉒ アフガニスタン	9	-62.5%	0.2%
㉓ ギニア	26	㉓ タンザニア	29	㉓ タンザニア	9	-69.0%	0.2%
㉔ スーダン	15	㉔ エジプト	27	㉔ 南アフリカ共和国	8	-11.1%	0.2%
㉕ エチオピア	13	㉕ アフガニスタン	24	㉕ エジプト	7	-74.1%	0.2%
— その他	178	— その他	286	— その他	84	-	2.1%
<b>総数</b>	<b>10,493</b>	<b>総数</b>	<b>10,375</b>	<b>総数</b>	<b>3,936</b>	<b>-62.1%</b>	<b>100.0%</b>

(注) 表の割合(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません(本表以降の図表についても同様)。

令和3年3月31日法務省プレスリリース

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html)(2021.6.20)



表 8 : 国籍別難民認定者数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年	
コンゴ民主共和国	13	アフガニスタン	16	イエメン	11
イエメン	5	リビア	4	中国	11
エチオピア	5	イエメン	3	アフガニスタン	5
アフガニスタン	4	コンゴ民主共和国	3	シリア	4
中国	4	シリア	3	ギニア	3
イラン	3	ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3
シリア	3	ウガンダ	2	ルワンダ	3
ウガンダ	1	エチオピア	2	イラク	2
エリトリア	1	無国籍	2	イラン	1
コロンビア	1	イラク	1	ウガンダ	1
ブルンジ	1	スーダン	1	コートジボワール	1
無国籍	1	スリランカ	1	スーダン	1
		ソマリア	1	無国籍	1
		パキスタン	1		
		ブルンジ	1		
総数	42	総数	44	総数	47

令和3年3月31日法務省プレスリリース

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html)(2021.6.20)

国内避難民

A村

B村

X国

国境

Y国

難民申請者

難民(難民認定された人)



# 難民の地位に関する条約（**難民条約**）

1951年7月28日 国連総会採択  
1982年1月1日 日本効力発生

## 1条A項（2）【難民の定義】

① **人種**、② **宗教**、③ **国籍**もしくは④ **特定の社会的集団の構成員**であることまたは⑤ **政治的意見**を理由に**迫害**を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、**国籍国の外**にいる者



<http://www.unhcr.org/1951-refugee-convention.html> (2021.6.20)

# 在留資格

## 出入国管理及び難民認定法(入管法)

### 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、業形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

### 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

[https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/263536\\_905911\\_misc.pdf](https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/263536_905911_misc.pdf) (2021.6.20)

収容期限30日+30日  
(入管法41条1項)

収容期限の定めなし  
(入管法52条5項)

# 収容・退去強制手続

退去強制手続の流れ

※ 赤枠内の手続は原則として入管収容施設に収容して行われる

在留資格がない

退去強制事由に該当すると思われる外国人

入国警備官の違反調査

容疑あり

収容令書発付

収容令書に基づく収容

入国審査官の違反審査

退去強制事由に該当と認定

特別審理官の口頭審理

認定に誤りなしと判定

法務大臣の裁決

理由なし

特別に在留を許可すべき事情なし

退去強制令書発付

退去強制令書に基づく収容

送還

容疑なし

退去強制事由に非該当と認定

認定の誤りと判定

理由あり

特別に在留を許可すべき事情あり

在留特別許可

放免

出国命令対象者に該当

入国審査官の違反審査

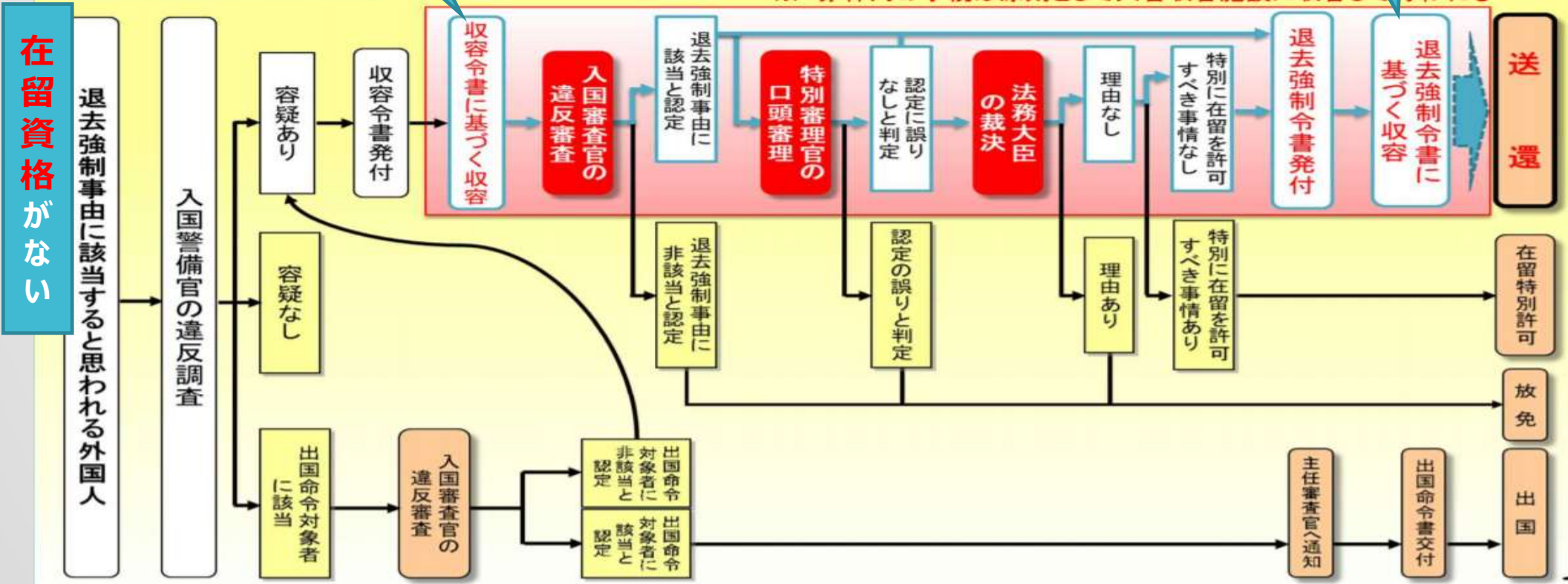
出国命令対象者に非該当と認定

出国命令対象者に該当と認定

主任審査官へ通知

出国命令書交付

出国



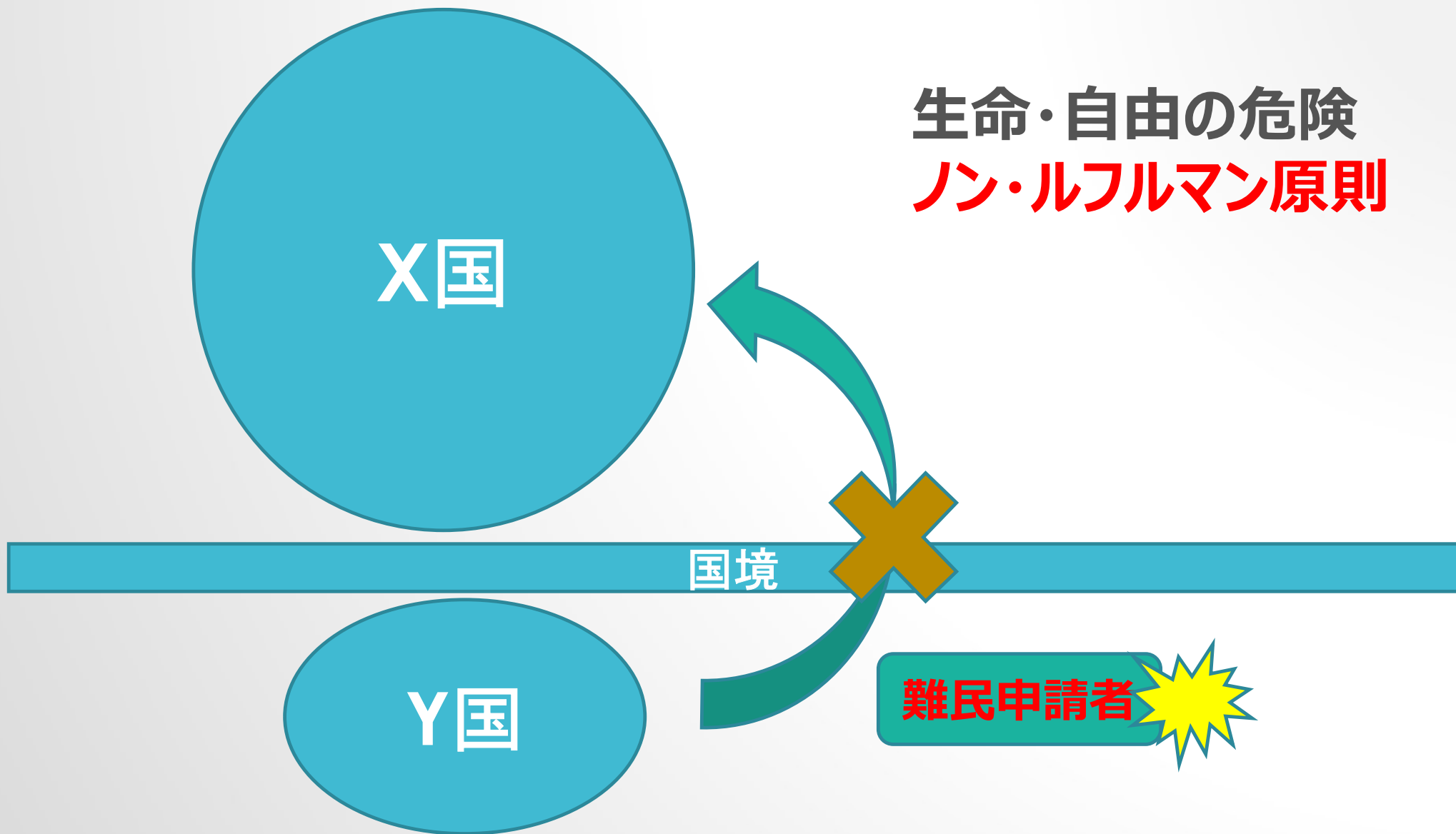
## 2. ノン・ルフルマン原則 (Non-Refoulement)

### 難民条約のノン・ルフルマン原則

#### 33 条1項【追放及び送還の禁止】

締約国は、**難民**を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその**生命**または**自由が脅威にさらされるおそれ**のある領域の国境へ**追放**しまたは**送還**してはならない。

生命・自由の危険  
ノン・ルフルマン原則



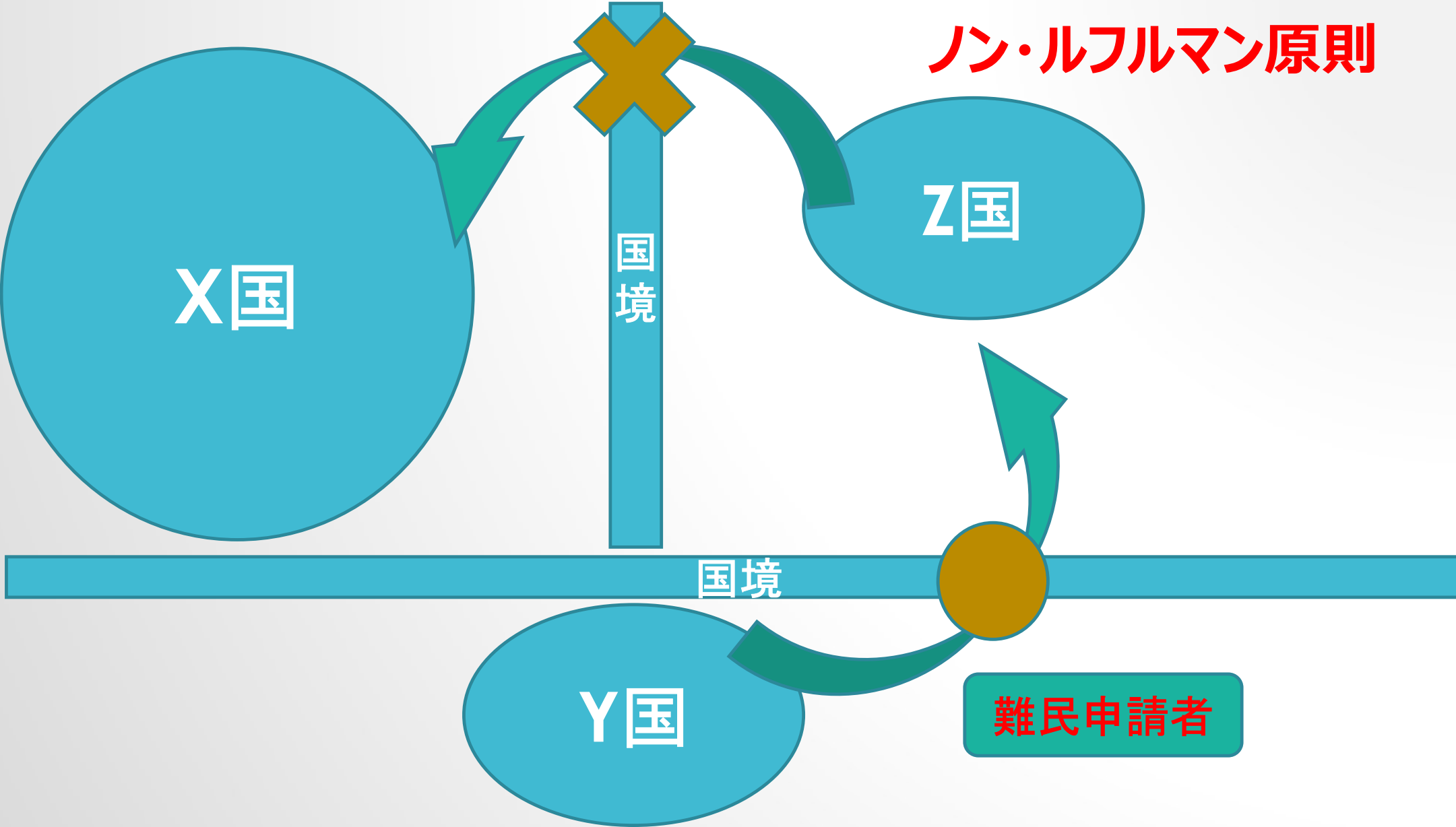
X国

国境

Y国

難民申請者

ノン・ルフルマン原則





拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（**拷問等禁止条約**）  
の**ノン・ルフルマン原則**

1984年12月10日 国連総会採択

1999年7月29日 日本効力発生

3条1項

「締約国はいずれの者をも、その者に対する**拷問**が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、**送還し又は引き渡してはならない。**」

# 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)のノン・ルフルマン原則

1966年12月16日 国連総会採択

1979年9月21日 日本効力発生

7条【拷問又は残虐な刑の禁止】

「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」

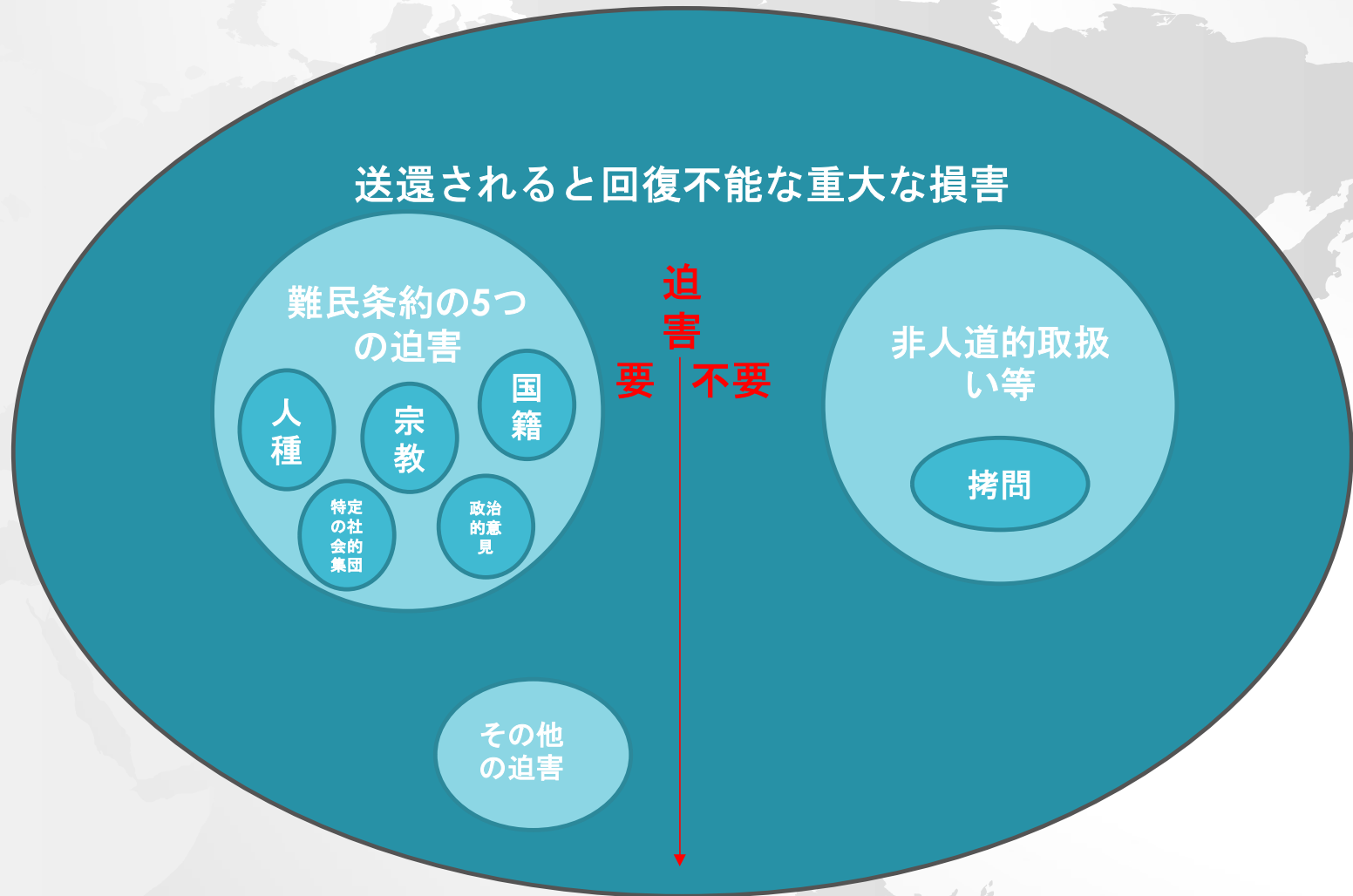
### 3. 補完的保護

## 補完的保護(Complementary Protection)

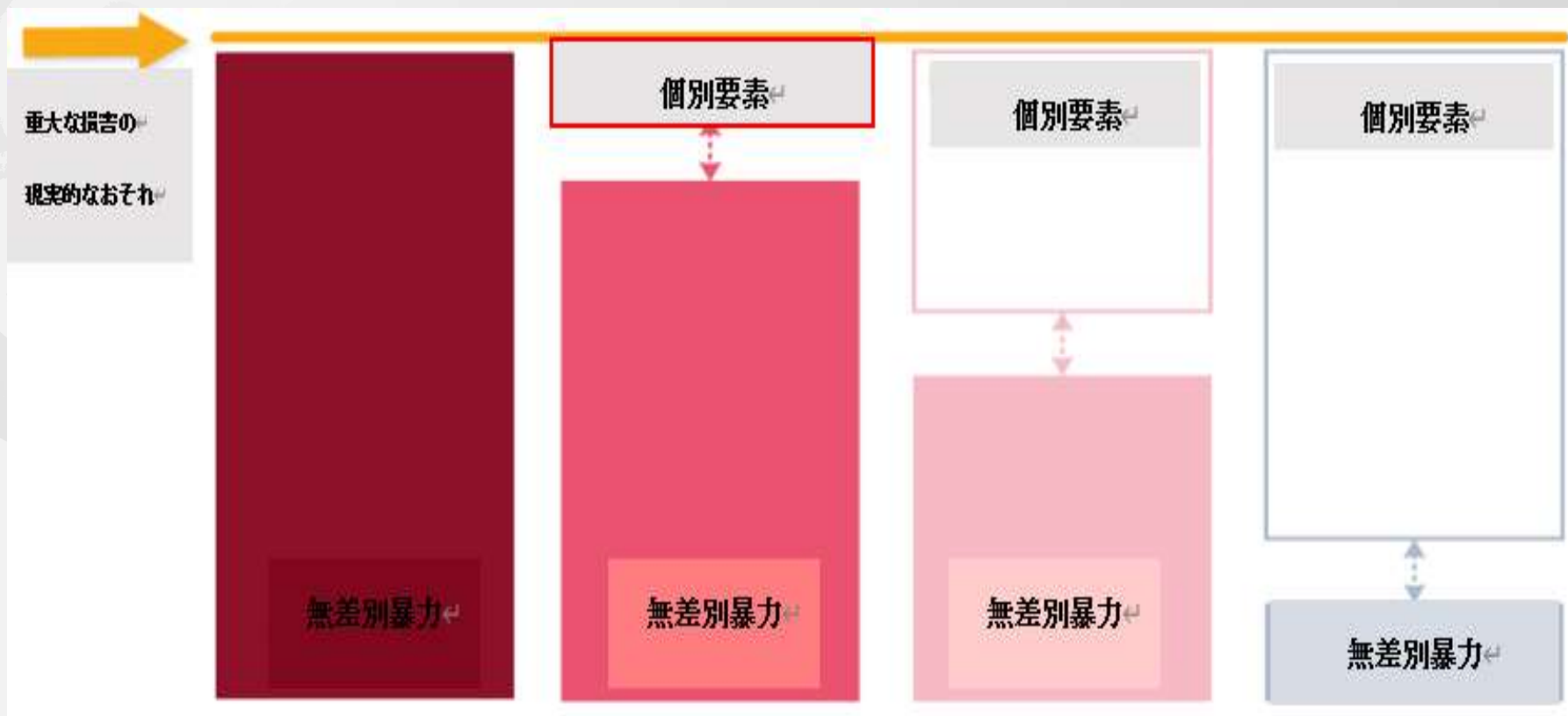
条約難民として認められなかったが、**国際的保護の必要な者 = 退去強制がもたらす重大な損害からの保護**

**国の裁量ではなく、法に基づく権利のため、人道的配慮(在留特別許可)による保護とは異なる。**

# 補完的保護は**迫害不要**



# 重大な損害のEU資格指令15(c)の無差別暴力の考え方



## ノン・ルフルマン原則の保護の範囲

**自由権規約が最も保護があつい**

自由権規約 > 拷問等禁止条約 > 難民条約

入管法53条3項 送還先

前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 **難民条約第三十三条第一項**に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

二 **拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約**第三条第一項に規定する国

三 **強制失踪者からのすべての者の保護に関する国際条約**第十六条第一項に規定する国  
改正法案に自由権規約のノン・ルフルマン原則を規定する必要性←難民認定制度に関する専門部会の提言

**改正法案に自由権規約のノン・ルフルマン原則を規定する必要性**←2014年難民認定制度に関する専門部会の提言

# 収容・送還に関する専門部会

(委員長)  
部委員

安明 富石 大川 高野 高寺 野宮 柳

一夫 潔純 秀真 直茂 一貴 眞房 峰公 美子

慶応義塾大学名誉教授  
慶応義塾大学大学院人文社会科学部准教授  
慶応義塾大学総合政策学部教授  
慶応義塾大学総合政策学部法務研究科教授  
慶応義塾大学総合政策学部危機管理学部教授  
慶応義塾大学大学院法学研究科教授  
慶応義塾大学大学院法学研究科教授  
慶応義塾大学非営利活動法人難民を助ける会会長

(オブザーバー)

川内 敏月 国連難民高等弁務官駐日事務所副代表

(敬称略, 五十音順, 令和元年10月21日時点)

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri09\\_00054.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri09_00054.html)  
(2021.6.20)

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri03\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri03_00001.html)(2021.6.20)

## 入管法改正案 2021年2月19日閣議決定

新旧対照条文 <http://www.moj.go.jp/isa/content/001341291.pdf>  
(2021.6.20)

法律案 <http://www.moj.go.jp/isa/content/001341292.pdf>  
(2021.6.20)

法律案要綱 <http://www.moj.go.jp/isa/content/001341290.pdf>  
(2021.6.20)

理由 <http://www.moj.go.jp/isa/content/001342071.pdf>  
(2021.6.20)

<http://www.moj.go.jp/isa/laws/bill/index.html> (2021.6.20)


野党案 2021年2月18日提出 (下にドラッグするとPDFがあります)  
[https://cdp-japan.jp/news/20210217\\_0768](https://cdp-japan.jp/news/20210217_0768) (2021.6.20)





**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第204回国会提出）  
に関する2021年4月9日付け国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）  
の見解 概要（2021年4月9日）**

[https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/Executive-Summary-20210409-UNHCR-Comments-on-ICRRA-Bill-Japanese.pdf?fbclid=IwAR2LcuPXptzoBUhO6nJsAObk8WVxgcg8i9BLq3hWDvCWEo7Eu4qKn29o\\_3bs](https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/Executive-Summary-20210409-UNHCR-Comments-on-ICRRA-Bill-Japanese.pdf?fbclid=IwAR2LcuPXptzoBUhO6nJsAObk8WVxgcg8i9BLq3hWDvCWEo7Eu4qKn29o_3bs) (2021.6.20)



**入管法改正法案に関する国連移住者の人権に関する特別報告者、恣意的  
拘禁作業部会、思想信条の自由に関する特別報告者、拷問及び他の残虐  
な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する  
特別報告者の共同声明 2021年3月31日（仮訳）**

<https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2021/04/e315f47598caf32d41ca36db213c0592.pdf> (2021.6.20)



## まとめ

1. UNHCR保護対象者は**9200万人**
2. ノン・ルフルマン原則は**最後の砦**
3. 補完的保護は**迫害不要**

ご清聴ありがとうございました。



安藤由香里

<https://yukariando.jimdofree.com>